

沙弥の乞食を撃ちて現に悪しき死の報を得る縁 第

十五

大養宿禰真老は、諾菜京活目陵の北の佐岐村に住む。天骨邪見にして乞ふ者を厭悪む。帝姫阿陪天皇の代に当りて、一の沙弥有り。真老の門に就きて食を乞ふ。真老乞ふ物を施さずして、返りて袈裟を奪ひて諸り見て逼し惱して言はく「汝は鬻の僧ぞ」といへば、乞ふ者答へて曰はく「我れは是れ自度なり」といふ。真老また拍ち逐ふ。沙弥大に恨みて去る。其の日の夕に、煮たる鯉寒凝る。明日の辰時に、朝床に起居て彼の鯉を口に含み、酒を取りて飲まむとすれば、口より黒き血を返り吐きて傾き臥し、幻の如くして気絶え、寐るが如くして命終る。諒に知る、邪見は身を切る利き剣なり、瞋心は是れ禍を招く疾き鬼なり、慳貪なるは餓鬼を受くる苦の因なり、多欲なるは慈施を障ふる猛き藪なることを。ただし来り乞ふ者を見れば、憐愍を生じて利ぎたる顔と悦しき色とをもちて、法施財施すべし。所以に丈夫論に云はく「慳る心多き者は、是れ泥土なりといへども金玉より重す。悲ぶる心多き者は、金玉を施すといへど

も、草木より軽す。乞ふ人を見る時には、「無し」と言ふに忍びず。悲び泣きて涙を墮す」とのたまふ。

女人濫しく嫁ぎて子をして乳に飢ゑしめて故に現報を得る縁 第十六

横江臣成留女は、越前国加賀郡の人なり。天骨姪洸しくして、濫しく嫁ぐことを宗とす。いまだ丁の齢を尽さずして死にて淹しく年を歴たり。紀伊国名草郡能応里の人寂林法師、国家を離れ他国を経て、法を修ひ道を求めて、加賀郡畝田村に至り、年を逕て止住る。奈良宮に宇大八嶋国御めたまひし白壁天皇の世の宝亀元年庚戌の冬十二月の二十三日の夜に、夢に見らく「大和国鵜鶴の聖徳王の宮の前の路より東を指して行く。其の路鏡の如し。広一町ばかり、直きこと墨繩の如し。辺に木草立てり。林草の中を佇看れば、大快しく肥えたる女有り。裸衣にして踞る。両の乳脹れて大にして竈戸の如く垂り、乳より膿流れ、長跪きて手を以ちて膝を押し、病む乳を臨て言はく「痛、乳」といふ。呻吟ひて病に苦ぶ。林間ひていはく「汝は何の女ぞ」といふ。答

第十五縁 悪業についての現報説話。

- 一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
- 二 菅原伏見天皇。垂仁天皇陵。奈良市尼辻町小字西池に所在。
- 三 奈良市佐紀町あたり。
- 四 それどころか逆。
- 五 底本訓釈「諸見トヒナシリ」。おまえは誰だ、という目つきで見える意か。『敦煌文獻語言詞典』に、「諸問を弁問、勘問、として」。『六上巻十九縁』
- 六 煮凝（こ）りができた。
- 七 午前七時から九時のころ。
- 八 午前七時から九時のころ。
- 九 朝寝の床。

○ 本説話を、梵網經の第八重戒の慳惜加毀戒を説く説話として把握し、梵網經の「惡心、瞋(瞋)心をもつて布施を行じないことを諫めた記述と本説話の「瞋心」とを関係づけようとする中村史の説がある。

二 「捷疾羅刹」(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。難祭詞にみえる「穢惡伎疫鬼(たみまらひのむし)とは無関係であろう。

三 布施を三種にわかち、法施、財施、無畏施とする。

三 大丈夫論・施慳品、財物施品。諸經要集・六度部・福田縁。

第十六縁 標題に「得現報縁」とあるが、「現報の語が悪い報を意味している。また、女の死後の苦難を離脱する説話を「現報」と把握しては異なる論理に拠っている。

二 未詳。本説話以外に所伝をみない。

三 夫の意にまかせて妻を離婚できる七条件(七出)のひとつにも数えられる(戸令)。

二 兵役、課役の負担義務のある年齢が「丁」。男は二十一歳以上戸令。七五七年以降は二十二歳以上とされた(類聚三代格・十七)。女のばあには適用できな。未詳。

二 和歌山市。下巻二十縁に「名草郡能応村」能応寺がみえる。

元 石川県金沢市畝田町あたり。

三 光仁天皇。

三 七七〇年。この日がどのような意味をもっているかは不明。六斎日ではある。

三 奈良県生駒郡斑鳩町あたり。

三 斑鳩宮。法隆寺東院がその跡地とされる。本説話の七七〇年のころにはすでに斑鳩宮は無く、東院が建てられた。越前国での夢にこの地が登場するのは東院の夢殿にかかわるか。

二 道幅が一町ある。一町は一〇六〇余。上巻二十四縁。平城京の朱雀大路は幅七〇〇を越えるが、それよりもはるかに広い。異様なイメージである。

三 下巻十六縁。

三 下巻二十二縁に冥界の三道を述べて「二道広平、一道草小生、一道以數而塞とする。本説話にも広平なる一道が示され、さらに「辺木草立」とも述べられている可能性がある。

二 寂林。

三 一 中巻十六縁。

三 元(釜)釜、鏡(かき)釜、鍋(かま)の火にかけて煮炊きするばあいは、釜、鏡、鍋の底部は甕の内側に落ちこんで垂れさがった状態になる。そのような状態を念頭に置いての形容であろう。他に例をみない、印象的な形容といえよう。

三 〇 〇 ああ、乳。

へていはく「我れは越前国加賀郡大野郷畝田村に有る横江臣成人の母なり。我れ齡丁なりし時に濫しく嫁ぎて邪姪し、幼稚き子を棄てて壯と俱に寐て多の日を逕て、子をして乳に飢ゑしめき。ただし子の中に成人はなはだ飢ゑき。先に幼き子をして乳に飢ゑしめし罪に由るが故に今乳脹る病の報を受く」といふ。問ひていはく「何にして此の罪を脱されむ」といふ。答へていはく「成人知らば我が罪免されむ」といふとみる。林夢より驚き醒めて、独心に怪び思ひて彼の里を巡り訊ふ。是に有る人答へて言はく「当に余れ是れなり」といふ。林夢の状を述ぶ。成人聞きて、言はく「我れ稚き時に母を離れて知らず。ただし我が姉有りて能く事の状を知る」といふ。姉を問ふ時に、答へていはく「実に語の如し。我れ等が母公は面窈姝しく妙にして、男に愛欲せられ濫しく嫁ぎて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲ひて言はく「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り経を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪免されたり」といふ。誠に知る、母の両の甘き乳、寔に恩深しといへども惜みて哺育まざれば、返りて殃罪と成ることを。あに飲ましめざらむや。

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
 二 成人が知つたならば、私の罪は許されるであろう。女は成人に対して罪を犯している。成人が許すならば罪は消える。成人は私の罪を許すだろう。「我實不知今我奉免」(中巻十五縁)ということは成人に期待しているのである。
 三 越前国加賀郡大野郷畝田村。
 四 私がその成人です。

五 原文「為男愛欲」。被動。

六 中巻十五縁。寂林の夢に再び成育女があらわれたのである。
 七 迷いの世界を脱して淨域に渡された。より高い地位の存在へ転生した。
 八 それどころか逆に。

いまだ作り畢らざる捻攝の像呻ふ音を生して奇しき表を示す縁 第十七

沙弥信行は、紀伊国那賀郡弥氣里の人なり。俗姓は大伴連の祖是れなり。俗を捨てて自度し、鬢髮を剃除り、福田の衣を著て、福を求め因を行ふ。其の里に一の道場有り。号けて弥氣山室堂と曰ふ。其の村人等私の堂を造る。故を以ちて字とす。法名は慈氏禪定堂と曰ふ。いまだ作り畢らざる捻攝の像二体有り。弥勒菩薩の脇士なり。臂手折れ落ちて鐘台に居く。檀越量りて曰はく「斯の像を山の淨き処に隠藏せ」といふ。信行沙弥、常に其の堂に住み、鐘を打つを宗とす。像のいまだ畢らざることを見て、なほ以ちて患とす。落ちたる臂は糸を以ちて縛り副ぐ。像の頂を撫でて毎に願ひて言さく「当に聖人有りて、因縁を得しめよ」とまうす。淹しく数の年を逕、白壁天皇の代の宝龜二年辛亥の秋七月の中旬、夜半より呻ふ声有りて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。其の音細く小く、女人の音の如くして、長く引きて呻ふ。信行初は思はく、山を越えむとする人の頓に病を得て宿るとおもひ、すなはち起き

第十七縁 あやしき表(七)の説話。
 一 塑像。彩色がほどこされていたであろう。「捻は手でこねる意。塑像をあらわすばあいは「捻」とされることも多い。「捻彌勒像」(七大寺年表)、「捻像一軀」(西大寺資財流記帳)。「攝は」中巻十三縁。
 二 元興寺の僧(東域伝燈目録)。生歿年未詳。
 三 和歌山市上三毛。下三毛あたり。
 四 原文(俗姓大伴連祖是也)。「祖字可疑、恐有誤(放証)。本書では「俗姓」の語によって示されるのは氏と姓。したがって「祖」は名とは考えにくい。先祖の意と解すべきであろうが、措辞に問題がある。
 五 袈裟。
 六 未詳。
 七 「字」は通称。「法名」は、仏教的な名称の意か。
 八 「慈氏」は弥勒。「慈氏禪定堂」は弥勒菩薩の禪定の堂。「禪定」は、禪。心をしずめて覚りを得ること。
 九 鐘樓。
 一〇 堂名に「山室」とあり、下文に「越山之人」とあって、この堂が山越えの道すじにあたっていたことをかがわせるが、どの山を越えるどのようなどすじなのか、あきらかでない。ここに「山」とあるのも不明。「隠藏乎山淨処」とあるのは、像を死屍のごとくみなしての表現。↓下巻一縁、上巻十二縁。
 一一 造像を完成させるためのもの。経済的、人的な援助。
 一二 三十七一年。